

概要版

鬼北町地域福祉計画

2023年度～2026年度

つながりと支え合い 笑顔あふれるまち きほく



令和5年(2023年)3月

鬼北町

地域福祉とは・・・

「福祉」は、「しあわせ」という意味を持つ「福」と「さいわい」という意味を持つ「祉」が合わさった「幸せな暮らし」を意味する言葉です。

つまり「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助するだけでなく、すべての人に等しくもたらされるべき「幸せ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。町民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人達、地域の事業所などが、行政機関と協働し、「幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が地域福祉です。

地域福祉計画とは・・・

「地域福祉計画」とは、鬼北町における人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みをすすめ、基本理念として掲げる「つながりと支え合い 笑顔あふれるまち きほく」を目指すための総合的な方向性を示すものです。

地域福祉を進めるためには、「自助」「互助・共助」「公助」の視点を持って、町民・企業、社会福祉協議会、行政などが力を合わせて取り組むことが必要です。

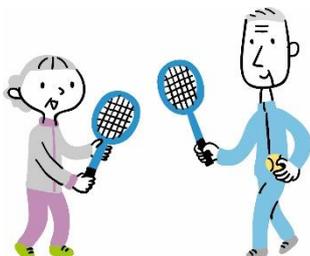
その中でも、
住民同士の助け合い・支え合いが大切です！

自助

自分や家族で解決する

例えば...

- 健康づくり
- 福祉に関する学習



互助・共助

隣近所や地域での
助け合いや支え合い

例えば...

- ちょっとした手助け・見守り
- 地域での交流



例えば...

- 住民や民間団体等による配食支援サービス
- 防災、子ども食堂



公助

行政や社協が行う
公的な支援

例えば...

- 相談支援や情報提供
- 公的サービスの提供



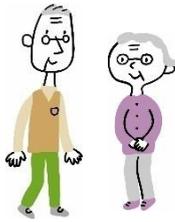
現在の鬼北町をデータで見ると・・・

総人口 9,741 人※総人口には年齢不詳含む (令和4年1月1日現在)資料:住民基本台帳

【内訳】●0～14 歳=858 人 ●15～64 歳=4,401 人 ●65 歳以上=4,482 人

高齢化率

46.0%



障がい者手帳所持者

626 人



鬼北町で住み続けたい
と回答した人の割合

68.9%



地域活動に参加したことがない人

43.8%



ボランティア活動参加率

46.0%



鬼北町の地域福祉がさらに良くなるためには・・・

地域におけるつながり強化

町全体として世帯数や1世帯当たりの人員の減少が進む中、地域福祉の充実を図る上で町民同士の連携意識が不可欠であり、特に若い世代から地域のつながり強化を行う必要があります。

地域活動の担い手育成

町民の主体的な参加を図っていくため、誰でも参加できるように地域活動や育成講座等の活発な情報周知を行い、人権意識や福祉への関心を高めるとともに、地域福祉の重要性について理解を広めていく取り組みが必要です。

相談窓口の充実

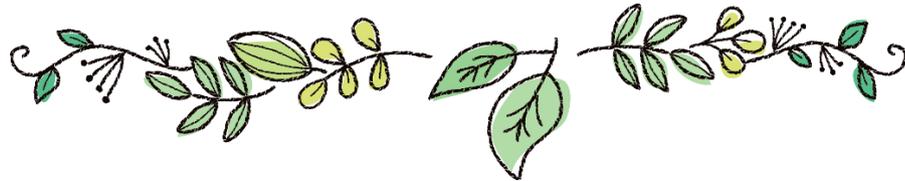
支援を必要とする人の課題は、複雑化・多様化しており、福祉に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な角度からの支援が求められています。課題の早期発見や、適切な支援につなぐための相談窓口の充実が必要です。

福祉に関する情報提供の推進

地域福祉を推進していく上で、適切な情報発信・情報提供は不可欠です。年代によって情報入手の際に活用する媒体が異なることなども加味し、より多くの町民に届く情報発信の仕組みを構築する必要があります。

基本理念

つながりと支え合い 笑顔あふれるまち きほく



基本目標実現のために、以下の3つの目標を掲げます！

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉推進のためには、福祉活動を担う人材の確保と育成が必要不可欠です。

そのため、鬼北町では性別・年齢に関係なく、誰もが地域福祉について学び参画することができるよう、子どもの頃からの福祉教育の推進や生涯学習を通じて町民への地域福祉への意識の醸成と理解促進を図るとともに、高齢者等の活躍の場や地域福祉を支える人材の発掘を推進します。

また、多くの住民が主体的に地域福祉の担い手として自身の力を発揮できるようにするため、支援強化や活動を行うボランティア・NPO活動団体等への支援を行います。

基本目標 2 みんなで支え合うつながりづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、自治会や町内会等の地域と保健、医療、介護、福祉、就労等の関係機関、行政等によるつながりの構築が重要となっています。

そこで鬼北町では、様々な福祉課題に対応するため、横断的かつ包括的な支援体制を整備し、地域全体で地域福祉の推進に取り組みます。

また、支援を必要とする方へ円滑かつ適切な情報・サービスを提供し、誰もが住みやすく人にやさしいまちを推進し、地域福祉の基盤づくりに努めます。

基本目標 3 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

日常生活を営む上では誰もが様々な悩みを抱えて暮らしています。

そこで鬼北町では誰もが必要ときに気軽に相談ができるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、生活困窮者や要配慮者への横断的な支援を推進するとともに、権利擁護の推進や災害時の支援体制や防犯対策の整備を図り、地域の防災力・防犯力の向上を目指します。

基本目標 1 地域福祉を担うひとづくり

基本方針 1 地域福祉に対する理解促進

まちが取り組むこと

地域福祉を学ぶ機会の提供や、福祉に関する活動の支援を進めることで、町民レベルで地域福祉に対する意識醸成と理解促進に取り組みます！

町民みんなのできるコト

- ・ 福祉に関心を持ち、ホームページや広報、町社協等にて積極的に情報収集を行いましょ
- ・ 「地域福祉」の理解を深め、助け合い・支え合いの意識を深めましょ
- ・ 福祉教育に人権に関する講座やイベントに、積極的に参加ましょ

基本方針 2 福祉を支える人材の育成

まちが取り組むこと

地域福祉活動に触れるきっかけづくりなどから、専門的な知識を持って主体的に活動できる担い手の確保に向けて、関係機関と連携して人材の育成に取り組みます！！

町民みんなのできるコト

- ・ 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加ましょ
- ・ あいさつや見守り活動等、できることから参加し、近所の方と日常的に支え合い・助け合える関係を築きましょ

基本方針 3 地域交流活動及び場の充実

まちが取り組むこと

高齢者、障がい者、子どもなども含めた地域内の交流活動を充実させ、地域において支援が必要な人を見守り、町町民同士がつながるためのコミュニティづくりに取り組みます！

町民みんなのできるコト

- ・ 家族や友人たちと声をかけながら地域活動に参加ましょ
- ・ 各地区を越えた交流・情報共有を行いましょ



基本目標 2 みんなで支えるつながりづくり

基本方針 1 多様な福祉ニーズに応える体制づくり

まちが取り組むこと

多様で複合的な課題を抱える人の支援に向けて、様々な媒体を用いた支援制度やサービスの情報提供や福祉サービスの展開に取り組みます！

町民みんなでできること

- ・ 鬼北町の福祉サービスについて、日ごろから情報収集に努めましょう。
- ・ 身近な人と福祉サービスについて情報を共有しましょう。
- ・ 身の回りに悩んでいる人や困っている人がいれば話を聞き、必要な制度・福祉サービスへつなぎましょう。

基本方針 2 包括的な相談支援体制の整備・充実

まちが取り組むこと

高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者、社会的孤立者等が抱える複合的な相談に身近な地域で対応できるよう、各分野の枠を越えた横断的かつ包括的な相談支援体制の整備に取り組みます。

町民みんなでできること

- ・ 各種相談窓口を把握しましょう。
- ・ 身近な人から相談を受けたら、必要に応じて専門機関につなげましょう。
- ・ 子どもも大人も相談しやすい環境づくりに協力しましょう。



基本方針 3 地域福祉ネットワークの構築

まちが取り組むこと

町民の多様な困りごとに対して、分野間や地域間、団体間の連携のもと多面的に解決にあたるべく、様々な地域の主体や関係機関と協力し、連携するネットワークの構築を進めます！

町民みんなでできること

- ・ 地域で行われている見守り、声掛け活動に参加しましょう。
- ・ 困りごとを抱えている人の相談を受け出来る範囲で支援しましょう。
- ・ 自分たちで解決が難しい問題は抱え込まず、地域や社協・行政に相談しましょう。



基本目標 3 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

基本方針 1 生活支援の充実

まちが取り組むこと

支援を必要としている人が適切な支援を受けられるよう、福祉体制の整備やサービスの充実に取り組みます！

町民みんなのできるコト

- ・ 地域でできる支援について、話し合しましょう。
- ・ 地域に生活の問題を抱えた方がいたら、行政や地域の民生児童委員への情報提供に努めましょう。
- ・ 各々が生活困窮や法整備等への理解を深め、支援が必要な方へ情報提供を行えるよう努めましょう。

基本方針 2 権利擁護の推進と体制強化【鬼北町成年後見制度利用促進基本計画】

まちが取り組むこと

すべての町民が安心して暮らせるように、地域ネットワークや権利擁護のための支援体制の強化に取り組みます！

町民みんなのできるコト

- ・ 権利擁護の重要性や成年後見制度について情報収集に努め、理解を深めましょう。

基本方針 3 再犯防止の推進【鬼北町再犯防止推進計画】

まちが取り組むこと

再犯防止の取り組みにする理解促進を行い、地域全体で更生支援を行う機運を高めるとともに、関係機関や民間団体等が連携・協力して、犯罪を犯した人への円滑な社会復帰の促進に取り組みます！

町民みんなのできるコト

- ・ 保護司等の更生保護ボランティア活動に対して理解を深め、協力しましょう。

基本方針 4 安全・安心の環境づくり

まちが取り組むこと

道路や空き家など、交通・住環境の整備に努めるとともに、防犯体制の強化に取り組みます！

町民みんなのできるコト

- ・ 日ごろから、隣近所で声をかけ合い、災害時に助け合える関係づくりに努めましょう。
- ・ 防災訓練や自主防災組織活動に参加し、防災意識を高めましょう。
- ・ 防犯に関する情報を入手し、犯罪に遭わないよう意識しましょう。
- ・ 交通マナーを守り、日ごろから交通安全に努めましょう。



計画の推進

1 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条に定められた『市町村地域福祉計画』として策定するものであり、地域を基盤として、各福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけています。

また、様々な困難を抱える人を地域全体で支援していくため、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」を本計画に含んでいます。

成年後見人とは？

成年後見人は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るために、契約の際にお手伝いする人のことです。

再犯防止対策とは？

再犯防止対策とは、犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するための取組です。

2 計画の推進体制

計画の推進に向けては、町民、事業者、団体等と情報や地域課題を共有し、連携・協働しながら取組を進めていきます。

また、ホームページや広報誌等に計画内容を公表し、計画の周知と地域福祉への理解を図ります。



3 計画の進捗管理・評価

本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント方式である「PDCA サイクル」に基づき進捗管理を行います。評価にあたっては、庁内の関係各課や関係機関など情報共有をしたうえで、必要に応じて取り組みの見直しを行います。

鬼北町地域福祉計画【概要版】

令和5年(2023年)3月

発行:鬼北町 町民生活課

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地1

TEL:0895-45-1111

FAX:0895-45-1119